

令和7年度厚生労働省委託事業「要約筆記者指導者養成研修」に関する補助規程

社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会（県委託事業）

1 目 的

要約筆記者養成講習会等の円滑な実施と講習水準の向上のため、埼玉県要約筆記者養成講習会等の講師・アシスタントを養成し、もって聴覚障害者福祉の充実を図ることを目的とする

2 補助内容

令和7年度厚生労働省委託事業「要約筆記者指導者養成研修」を受講する者に対し、研修にかかる諸費用の一部を補助する

3 補助額 一律 5,000円

4 補助対象者（※本研修の受講条件を前提とする）

（1）基礎研修コース

埼玉県要約筆記者（手書き・パソコン）で、「埼玉県要約筆記者養成講習会」の講師・アシスタント担う者、または今後講師・アシスタントを担う予定のある者

（2）難聴者コース

① 過去に埼玉県・市町村、市町村社会福祉協議会等の主催する要約筆記者養成講習会等において、今後講師・アシスタントを担う者、または担う予定のある者

② 聴覚障害者福祉に関わる活動に携わり、県内に居住または通勤・通学し、市町村または、一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会、もしくは埼玉県難聴者・中途失聴者協会の推薦を受けた者

上記の①、②共に該当する者

（3）ステップアップコース【要約筆記者】

埼玉県要約筆記者（手書き・パソコン）で、過去に埼玉県・市町村、市町村社会福祉協議会等の主催する要約筆記者養成講習会等において、講師・アシスタントを経験したことのある者で、今後さらに、「埼玉県要約筆記者養成講習会」の講師・アシスタント担う者、または担う予定のある者

(4) ステップアップコース【難聴講師】

① 過去に埼玉県・市町村、市町村社会福祉協議会等の主催する要約筆記者養成講習会等において、講師・アシスタントを経験したことがある者で、今後さらに、「埼玉県要約筆記者養成講習会」の講師・アシスタント担う者、または担う予定のある者

② 聴覚障害者福祉に関わる活動に携わり、県内に居住または通勤・通学し、市町村または、一般社団法人埼玉県聴覚障害者協会、もしくは埼玉県難聴者・中途失聴者協会の推薦を受けた者

上記の①、②共に該当する者

5 申込について

・研修の申込については、同研修の開催要項に則って、所定の用紙に必要事項を記載し、埼玉県福祉部障害者福祉推進課へ申し込むこと。

・補助を希望する者は、県への研修申込、受講が決定した時に別紙①に必要事項を記入の上、郵送または、FAX・来所にて埼玉県聴覚障害者情報センターまでお申し込みください

6 補助対象の決定と支給

・研修終了後に、研修の主催である社会福祉法人聴力障害者情報文化センターより交付された修了証の写しと補助金の送金先として指定する金融機関（銀行等の名称・店名・口座の種別・口座番号）の通帳写しまたは、詳細を記したものを※と同封し、下記連絡先まで、お送りください。

内容確認後、指定口座に入金いたします。

※埼玉県要約筆記者の場合は、すでに提出済みの口座への入金でよい場合は不要です。

7 連絡先（補助申請先） ※研修の申込先ではありません

〒330-0074

埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 浦和合同庁舎別館

埼玉聴覚障害者情報センター

担当：養成事業担当 水田

電 話 048-814-3351（代表）

FAX 048-814-3352

※開所時間 午前9時00分～午後5時00分

月曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く